

入札の公 告

社会福祉法人追分あけぼの会公告第2018-04号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成31年2月26日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 菅野勇治

1. 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 特別養護老人ホーム追分陽光苑移転改築工事実施設計業務委託
- (2) 業務の場所 勇払郡安平町追分青葉1丁目102
- (3) 業務の期間 契約締結日の翌日から2019年5月15日（水）まで
- (4) 業務の概要 入札説明書による。

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 発注業務の対応する平成29年北海道告示第16号及び平成30年度北海道告示第13号に規定する建築設計の資格を有する一級建築士事務所であること。
- (2) 競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道及び安平町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 北海道内に、契約締結権がある営業所（本店）を有すること。
- (6) 過去5年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人における本工事と同種で、かつ、同規模以上と認められる実施設計業務委託の受託実績（業務が既に完了し、引渡しが済んでいるものに限る。）を有すること。

なお、共同企業体として受託した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合に限るものとする。

同種で、かつ、同規模以上と認められる実施設計業務委託の受託実績は次のとおりとする。

- ・種 別 介護保険法に規定する介護老人福祉施設
- ・構 造 鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 2,600m²以上
- ・入所定員 36名以上

- (7) 管理技術者又は業務担当予定者は、(6)に該当する業務の実施設計又は工事監理業務経験を有し、(5)に規定する営業所（本店）に勤務する者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係若しくは人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

3. 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

平成31年2月27日（水）から平成31年3月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(3) 提出方法

持参することとし、送付（ファクシミリ及び電子メール含む）によるものは受け付けない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者に対しては、平成31年3月8日（金）までにその理由を付して書面（ファクシミリ含む）により通知する。なお、平成31年3月8日（金）までに通知のない場合は、入札参加資格があるものとする。

5 契約条項を示す場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-2233

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道勇払郡安平町追分縁が丘200番地2

安平町追分公民館 研修室A・B

(2) 入札日時

平成31年3月12日（火） 午前11時00分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する

場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
- イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

9 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は、次のとおり交付する。

- (1) 交付期間
平成31年2月26日（火）から平成31年3月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。
ただし、インターネットによる場合は、平成31年2月26日（火）午前9時から平成31年3月7日（木）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）とする。
- (2) 交付場所
北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。
「社会福祉法人追分あけぼの会のホームページ」 (<http://oiwake-akebono.net/>)
- (3) 交付方法
直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。
- (4) 費用
無料とする。

10 送付による入札

認めない。

11 落札者の決定方法

経理規程第71条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者は、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

1.5 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部
(電話 0145-25-2233)
イ 所在地 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、平成31年2月26日に公告（社会福祉法人追分あけぼの会公告第2018-04号）した、一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1. 契約担当者等

社会福祉法人追分あけぼの会 理事長 菅野 勇治

2. 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 特別養護老人ホーム追分陽光苑移転改築工事実施設計業務委託
- (2) 業務の場所 勇払郡安平町追分青葉1丁目102
- (3) 業務の期間 契約締結日の翌日から2019年5月15日（水）まで
- (4) 業務の概要 別途閲覧に供する仕様書による。

3. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 発注業務の対応する平成29年北海道告示第16号及び平成30年度北海道告示第13号に規定する建築設計の資格を有する一級建築士事務所であること。
- (2) 競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道及び安平町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 北海道内に、契約締結権がある営業所（本店）を有すること。
- (6) 過去10年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人における本工事と同種で、かつ、同規模以上と認められる実施設計業務委託の受託実績（業務が既に完了し、引渡しが済んでいるものに限る。）を有すること。

なお、共同企業体として受託した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合に限るものとする。

同種で、かつ、同規模以上と認められる実施設計業務委託の受託実績は次のとおりとする。

- ・種 別 介護保険法に規定する介護老人福祉施設
- ・構 造 鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 2,600m²以上
- ・入所定員 36名以上

- (7) 管理技術者又は業務担当予定者は、(6)に該当する業務の実施設計又は工事監理業務経験を有し、(5)に規定する営業所（本店）に勤務する者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係若しくは人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、(8)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4. 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 入札説明書3(1)に定める競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 類似業務受託実績調書

ウ 類似業務受託実績を証明する書面（業務実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書の写し）

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

(2) 提出期間

平成31年2月27日（水）から平成31年3月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-2233

(4) 提出方法

持参することとし、送付（ファクシミリ及び電子メール含む）によるものは受け付けない。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者に対しては、平成31年3月8日（金）午後1時までにその理由を付して書面（ファクシミリ含む）により通知する。なお、平成31年3月8日（金）午後1時までに通知のない場合は、入札参加資格があるものとする。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成31年3月9日（土）午後5時までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付（ファクシミリ及び電子メール含む）によるものは受け付けない。

（提出先） 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-2233

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道勇払郡安平町追分縁が丘200番地2

安平町追分公民館 研修室A・B

(2) 入札日時

平成31年3月12日（火） 午前11時00分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

9 送付による入札

認めない。

1 0 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

1 1 落札者の決定方法

経理規程第71条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

1 2 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

1 3 契約書作成の要否

必要とする。

1 4 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

1 5. 図面、仕様書等（以下、「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。複写する場合は、未使用のCD-R（USBやCD-RWは不可）を持参すること。

ア 閲覧期間

平成31年2月26日（火）から平成31年3月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面を郵送（ファクシミリ及び電子メール可）によるものとし、受付場所へ提出すること。

ア 受付期間

平成31年2月27日（水）午前9時から平成31年3月7日（木）午後5時必着まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 受付場所

〒059-1961 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部（担当：上野）

電話 0145-25-2233 ファクシミリ 0145-25-2220 電子メール yokoen-manager@oiwake-akebono.net

- (3) 質問に対する回答は、書面（ファクシミリまたは電子メール）によるものとし、平成31年3月8日（金）午後5時までに、本業務の入札参加資格を有する全ての者に回答する。

1 6 支払条件

- (1) 前金払

前金払は行わない。

- (2) 中間前金払

中間前金払は行わない。

- (3) 部分払

部分払は行わない。

1 7 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの入札の公告（入札説明書）に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、社会福祉法人追分あけぼの会理事長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

- (4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

- (7) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

- (8) この入札の執行は、公開する。

- (9) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154

号)による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を社会福祉法人追分あけぼの会に提出し、社会福祉法人追分あけぼの会が適當と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、社会福祉法人追分あけぼの会が指定する様式により依頼すること。

- (10) この公告のほか、入札に参加する者は、社会福祉法人追分あけぼの会競争入札心得、道財務規則、北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令の規定を承知すること。
- (11) 入札の公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、社会福祉法人追分あけぼの会法人本部（電話番号0145-25-2233）に照会すること。

実施設計業務委託（仕様）書

1. 業務の名称 特別養護老人ホーム追分陽光苑移転改築工事実施設計業務委託
2. 業務の期間 契約日の翌日から2019年5月15日まで
3. 業務(工事)場所 勇払郡安平町追分青葉1丁目102
4. 用途種類 特別養護老人ホーム
5. 設計与条件
 - (1) 施設の条件
 - a) 延べ床面積 2,655.38m²
 - b) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2階建(耐火構造)
入所定員30名 + 短期入所定員6名 + 通所介護定員25名/日
 - (2) 工事の条件
 - a) 予定工事費 760,000,000円(消費税別)
 - b) 予定工事期間 2019年6月中旬から2020年2月下旬まで
 - (3) 設計の与条件
 - a) 特別養護老人ホーム(短期入所生活介護事業及び通所介護事業含む)移転改築工事の実施設計を行なう。
 - b) 現地調査を実施するとともに施工方法を検討し、経済設計に心掛けること。
 - c) 現地を測量し、必要に応じて開発行為の申請等を行なう。
 - d) 工事に伴う工程表を作成すること。

6. 成果品

項目	規格	部数	単位	備考
設計図書	任意	1	式	CD-Rデータ添付
設計内訳書	任意	1	式	CD-Rデータ添付
外観透視図	任意	1	式	

別記第1号様式

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

平成31年 月 日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 菅野 勇治 様

平成30年3月23日付けで入札公告がありました、特別養護老人ホーム追分陽光苑移転改築工事実施設計業務委託に係る競争入札参加資格について、審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類すべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請者〔北海道の競争入札参加資格登録番号／〕

所 在 地	〒 — 電話番号 () —	印
ふりがな		
商号又は名称		
ふりがな		
代 表 者		
主たる営業所の所在地		
営業所の所在地		

私は、競争入札参加資格審査申請にあたり、次に該当しない者であることを申し出ます。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
3. 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
4. 道税等に滞納がある者

1. 本申請に係る連絡先

所 属		
氏 名		
電話番号		ファクシミリ番号

2. 添付書類

- (1) 入札説明書3(1)に定める競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- (2) 類似業務受託実績調書
- (3) 過去5年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人における実施設計業務委託の受託実績を証明する書類。(類似業務受託実績調書、業務実績証明書又はこれに代わる書面等)
- (4) 特定関係調書
- (5) 社会福祉法人追分あけぼの会が必要と認めた書類

別記第2号様式

類似業務受託実績調査書

申請者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

(回)

発注者名	
業務名等	業務概要
業務名	
発注機関名	
受託場所	
契約金額	円
業務期間	～
受注形態	

※注 1) 公告において明示した業務委託と類似する元請けとしての受託実績（業務完了し、引渡済みのものに限る。）について記載すること。

2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

3) 受注者名欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。

4) 類似業務受託実績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書等の写し）を添付すること。

5) 共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体協定書及び附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。

別記第3号様式

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 菅野 勇治 様

業務実績証明書

受注者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊱

次の業務を履行したこととを証明願います。

事業年度 ※平成00年度	業務名	業務概要	受託場所	契約金額 円	業務期間 ※H00.00.00	契約年月日 ※H00.00.00	完了年月日 ※H00.00.00	履行状況

上記業務を履行したこととを証明します。

平成 年 月 日

発注者（証明者）

回

- ※注1) この様式は、類似業務受託実績を証明するためには使用すること。
 2) この様式は、申請者が共同企業体の場合には各構成員ごとに作成すること。
 3) 契約金額欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体としての請負金額のほか構成員としての出資割合を記載すること。

別記第5号様式

特 定 関 係 調 書

平成31年 月 日

社会福祉法人追分あけぼの会

理事長 菅野 勇治 様

申請者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。

記

1. 他の「北海道建設工事競争入札参加資格者」との間における特定関係〔あり・なし〕

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

イ 子会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

(2) 人的関係がある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

※注1) 1はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には(1)及び(2)の欄に記載する必要はない。

- 2) 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本業務の入札説明書等で表示されている北海道の競争入札参加資格（格付のある資格の場合は、格付及びみなし格付を含む。）を有する者を記載すること。そのため、本工事の入札説明書等で表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はない。
- 3) 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成し、かつ、その共同企業体の代表者である場合も同様に記載すること。
- 4) 所在地（市町村名）について、北海道内の資格者は「主たる営業所が存する市町村名」を、北海道外の資格者は「主たる営業所が存する都府県名」を記載すること。
- 5) 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。

印紙

建築設計業務委託契約書（案）

委託者 社会福祉法人追分あけぼの会 理事長 菅野 勇治 を甲とし
受託者 ----- を乙として
件名 特別養護老人ホーム追分陽光苑移転改築工事実施設計業務委託 の
建築の設計業務について、次の条項と添付の四会連合協定 建築設計・監理等業務委託
契約約款（以下「本約款」という。）及び業務委託書に基づいて、業務委託契約を締結す
る。

1. 建 設 地 勇払郡安平町追分青葉1丁目102

2. 建築物の用途・構造・規模

用途 特別養護老人ホーム
構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建(耐火構造) 2,655.38m²
入所定員30名+短期入所定員6名+通所介護定員25名／日

3. 業務委託の種類、内容及び実施方法

添付の業務委託書に示すとおりとする。

4. 業務の実施期間

実施設計業務（構造設計・設備設計を含む。） 契約日の翌日～2019年5月15日

5. 設計業務において、作成する成果物等（成果図書及びその他の成果物。建築士法第2条第5項に規定する設計図書を含む。）

添付の業務委託書に示すとおりとする。

6. 業務報酬の額及び支払の時期

業務報酬の合計金額	報酬額(内取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥ (¥ 0)
支払の時期	支払額(内取引に係る消費税及び地方消費税の額)
実施設計完了後 (2019年 6月末日)	¥ (¥ 0)

7. 契約の解除に関する事項

本約款第26条(解除権の行使)及び第27条(解除の効果)の規定による。

8. 適用除外事項

本約款の各条項のうち、調査・企画業務又は監理業務に関する部分及び以下の条項については、適用除外とする。

- 第6条 [監理業務方針の説明等]
- 第16条の2 [監理業務委託書の追加、変更等]
- 第16条の3 [設計・監理業務委託書の追加、変更等]
- 第16条の4 [調査・企画業務委託書の追加、変更等]
- 第20条 [監理業務報酬の増額]

この契約の証として本書2通を作り、甲及び乙が、記名押印又は署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成31年 3月 日

委託者 勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
社会福祉法人 追分あけぼの会
理 事 長 菅 野 勇 治

受託者

競争入札心得

(総則)

第1条 社会福祉法人追分あけぼの会の発注に係る入札に当たっては、別に定めのものほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に見積る契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の8に相当する金額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする入札保証保険証書を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は社会福祉法人追分あけぼの会理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して7日以上の当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書に自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便による入札を認められた場合においては、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「何々入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

3 入札書の価格には、消費税及び地方消費税を除いた価格で記入してください。

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書き換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札（入札保証金の納付を免除されているものを除く。）
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理人をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったとき
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場合において入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合があります。

- (1) 当該入札に係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、理事長の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で入札した者の中最低の価格で入札した者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者の決定後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく、当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

2 この契約の締結に関し、理事会の議決を要する事項については、理事会の議決が得られるまでの間、仮契約の締結をすることがあります。この場合において、理事会の議決が得られた後、直ちに契約締結を行います。

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はこれに代えて提供した担保は、社会福祉法人追分あけぼの会に帰属します。

2 落札者であつて入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の8に相当する金額を社会福祉法人追分あけぼの会に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除された者を除く。）は契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険証書を提出したとき又は保険会社に社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証保険証書を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証保険証書は、保証期間が工事の始期から受渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けの承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることができます。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 理事長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができます。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な扱いを行うことではありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。

入札書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 業務の名称 特別養護老人ホーム追分陽光苑移転改築工事実施設計業務委託

競争入札心得、契約条項その他社会福祉法人追分あけぼの会が示した競争入札の執行条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

平成31年 3月12日

住 所

入札者

氏 名

印

社会福祉法人追分あけぼの会

理事長 菅野 勇治 様

※1) 入札金額は算用数字で記載し、その頭には「¥」又は「金」を付すこと。

2) 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「 住 所

入札者

氏 名

住 所

代理人

氏 名

印

3) この様式は例示であり、この様式によらない入札書であっても、入札要件が具備されていれば有効であること。

委任状

私は、 (代理人の住所、氏名、印) を代理人と定め、社会福祉法人
追分あけぼの会が発注する特別養護老人ホーム追分陽光苑移転改築工事実施設計業務委託
に関し、次の権限を委任します。

記

1. 入札書及び見積書の提出に関すること。
2. 契約の締結に関すること。
3. 代金の請求及び受領に関すること。

平成31年 3月12日

住 所

委任者

氏 名

印

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 菅野勇治様

※ この様式は例示であり、この様式によらない委任状であっても、委任状としての要件
が具備されていれば有効であること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)